

フ ラ ン ス 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが, 送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 囑託書 (大使又は総領事あて一大使, 総領事の管轄区域はVII) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は, フランス語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) ・任意交付による場合は, 訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 囑託書 (管轄裁判所あて—フランス語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (フランス語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	4 箇 月	7 箇 月	6 箇 月
VI 中央当局	名 称 Ministère de la Justice, Direction des Affaires civiles et du Sceau Bureau de l'Entraide civile et commerciale internationale 所在地 13, Place Vendôme, 75042 Paris Cedex 01, France.		

Ⅶ 大使、総領事の管轄区域	
在フランス日本国大使	在マルセイユ及び在ストラスブールの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く地域
在マルセイユ日本国総領事	プロヴァンス・アルプ・コートダジュール地域圏、オーヴェルニュ地域圏、コルス地域圏、ラングドック・ルシヨン地域圏、ミディ・ピレネー地域圏、ロース・アルプ地域圏
在ストラスブール日本国総領事	アルザス地域圏、フランシュ・コンテ地域圏、ロレーヌ地域圏、シャンパーニュ・アルデンヌ地域圏中オート・マルヌ県

※「Ⅴ 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が囑託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで囑託しても期間にかなりの差が出る場合があります。